

第六十一条の三中「第二十一条の三十一」を「第二十一条の十二」に改める。

第六十二条第三号中「第二十一条の三十二第一項」を「第二十一条の十四第一項」に改め、同条第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 正当の理由がないのに、第二十四条の十五第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、同項の規定による質問に対しても答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

本則中第六十二条の二の次に次の二条を加える。
第六十二条の三 都道府県は、条例で、次の各号のいずれかに該当する者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

一 第二十四条の四第二項の規定による施設受給者証の返還を求めてこれに応じない者
二 正当の理由がないのに、第五十七条の三第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対しても答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第六十三条の三の二の次に次の二条を加える。
第六十三条の三の二 都道府県は、第二十四条の二第一項、第二十四条の六第一項、第二十四条の七第一項又は第二十四条の二十第一項の規定にかかるらず、当分の間、厚生労働省令で定める指定知的障害児施設等に入所等をした障害児（以下この項において「入所者」という。）について、

第七条の二第一項に規定する障害児及び障害児の保護者は、政令で引き続き指定施設支援を受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、当該入所者が満十八歳に達した後においても、当該入所者が社会生活に順応することができるようになるまで、厚生労働省令で定めるところにより、引き続き障害児施設給付費等を支給することができる。ただし、当該入所者が障害者自立支援法第五条第五項に規定する療養介護（以下「療養介護」という。）その他の支援を受けることができる場合は、この限りでない。

都道府県は、第二十四条の二第一項、第二十四条の六第一項、第二十四条の七第一項又は第二十四条の二十第一項の規定にかかるらず、当分の間、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している満十八歳以上の者について、重症心身障害児施設支援に係る指定施設支援を受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、その者からの申請により、厚生労働省令で定めるところにより、重症心身障害児施設支援に係る障害児施設給付費等を支給することができる。ただし、その者が療養介護その他の支援を受けることができる場合は、この限りでない。

第一項の場合においては、都道府県知事は、児童相談所長の意見を聽かなければならない。

第六十三条の四中「同法第五条第一項に規定する身体障害者更生援助施設」を「障害者自立支援

法第五条第十二項に規定する障害者支援施設（次条において「障害者支援施設」という。）に、「障害者自立支援法第四条第一項」を「同法第四条第一項」に改める。

第六十三条の五中「知的障害者福祉法第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設、同法第二十二条の七に規定する知的障害者授産施設若しくは同法第二十二条の八に規定する知的障害者通勤寮」を「障害者支援施設」に、「同法第九条」を「知的障害者福祉法第九条」に改める。

（児童福祉法の一部改正に伴う経過措置）

第二十七条 施行日前に行われた附則第二十五条の規定による改正前の児童福祉法（次条及び附則第二十九条において「旧法」という。）第二十条第一項の規定による育成医療の給付又は育成医療に要する費用については、なお従前の例による。

二 施行日前に行われた旧法第二十二条第一項に規定する基準該当居宅支援に係る同項の規定による特例居宅生活支援費の支給については、なお従前の例による。

三 施行日前に行われた旧法第二十二条第一項に規定する行政措置に要する費用についての市町村の支弁及び本人又はその扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）からの費用の徴収については、なお従前の例による。

第二十九条 施行日において現に旧法第二十二条第一項の規定による行政措置を受けて旧法第六条の二第二項に規定する児童居宅支援が提供されている障害児及び障害児の保護者は、政令で定めるところにより、施行日に、附則第二十五条の規定による改正後の児童福祉法（以下この条において「新法」という。）第二十二条の二十五第一項の規定による行政措置を受けて障害福祉サービスが提供されている障害児及び障害児の保護者とみなす。

二 新法第五十三条及び第五十五条の規定は、施行日以後に行われる新法第二十二条の二十五第一項の規定による行政措置に要する費用について適用し、施行日前に行われた旧法第二十二条第一項の規定による行政措置に要する費用についての都道府県及び国庫の補助は、なお従前の例による。

三 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に行われた旧法第二十二条の二十五の規定による行政措置に要する費用について適用し、施行日前に行われた附則第二十六条の規定による改正前の児童福祉法（以下この条から附則第三十三条までにおいて「旧法」という。）第二十二条の六第一項の規定による補装具の交付若しくは修理又は補装具の購入若しくは修理に要する費用の支給については、なお従前の例による。

二 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に行われた旧法第二十二条の二十五の規定による行政措置に要する費用についての市町村の支弁並びに都道府県及び国庫の負担並びに当該費用についての本人又はその扶養義務者からの費用の徴収については、なお従前の例による。

三 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日に現に存する旧法第四十二条に規定する知的障害児施設、児童福祉法第四十三条に規定する知的障害児通園施設、同法第四十三条の二に規定する盲ろうあ児施設、旧法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設及び児童福祉法第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設については、同日に、附則第二十六条の規定による改正後の児童福祉法（次条において「新法」という。）第二十二条第一項の規定を受けたものとみなす。

三十二条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から政令で定める日までの間は、新法第二十二条第二項中「の百分の九十に相当する額」とあるのは、「から当該費用の額の百分の十に相当する額」として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除して得た額とする。

三十三条 旧法第六条の二第一項に規定する障害児相談支援事業に従事する職員に係る旧法第三十四条の二第二項中「の百分の九十に相当する額」とあるのは、「から当該費用の額の百分の十に相当する額」として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除して得た額とする。

第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後も、なお従前の例による。

（身体障害者福祉法の一部改正）

第三十四条 身体障害者福祉法の一部を次のように改正する。

目次中「居宅生活支援費及び「指定居宅支援事業者及び「身体障害者福祉法第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設」を「身体障害者福祉法第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設」に改め、「更生医療」を削り、「第十九条」を「第二十条」に改める。

第一条中「この法律は」の下に「障害者自立支援法（平成十七年法律第百一十三号）と相まつて」を加える。

第十八条の見出し中「居宅介護」を「障害福祉サービス」に改め、同条第一項中「身体障害者居宅支援を必要とする者」を「障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス(同法附則第八条第二項の規定により障害福祉サービスとみなされたものを含む。以下「障害福祉サービス」という。)を必要とする身体障害者」に、「第十七条の四又は第十七条の六の規定により居宅生活支援費又は特例居宅生活支援費」を「同法に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費」に、「その者」を「その身体障害者」に、「身体障害者居宅支援の」を「障害福祉サービスを提供し」に、「身体障害者居宅支援の」を「障害福祉サービスの」に改め、同条に次の一項を加える。

4 市町村は、身体障害者更生施設等への入所を必要とする者のうち、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護その他の世話(以下この項において「介護等」という。)を必要とするものとして厚生労働省令で定めるものにつき、前項の規定による措置に代えて、国立高度専門医療センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であつて厚生労働大臣の指定するもの(第二十八条の二において「指定医療機関」という。)にその者を入院させ、必要な介護等の提供を委託することができる。

第十八条の三中「第四十九条の二」を「第五十条」に改める。

〔第五節 更生医療、補装具等〕を「第五節 補装具等」に改める。

第十九条から第十九条の八までを削る。

第十八条の四中「第四十九条の二」を「第五十条」に改め、第二章第四節中同条を第十九条とする。

第二十一条の二たゞ書中「但し」を「たゞし」に改め、「扶養義務者」の下に「(民法(明治二十九年法律第八十九号))に定める扶養義務者をいう。以下同じ。」を加える。

第二十六条第一項中「身体障害者居宅生活支援事業」を削り、「身体障害者居宅生活支援事業等」を「身体障害者相談支援事業等」に改め、同条第三項中「身体障害者居宅生活支援事業等」を「身体障害者更生施設」の下に「若しくは指定医療機関」を、「第三項」の下に「若しくは第四項」を加える。

第三十五条第二号中「第十九条」を削り、同条第一号の二中「第十七条の四若しくは第十七条の六又は第十七条の十」を「第十七条の十、第十七条の十三の三又は第十七条の十三の四」に改め、おいて「居宅生活支援費等」という。」を「高額施設訓練等支援費又は特定入所食費等給付費(以下「施設訓練等支援費等」という。)に改め、同条第三号を削り、同条第一号の三を同条第三号とする。

第三十六条第三号中「第十九条の五、第十九条の六」を削る。

第三十七条の見出し中「及び補助」を削り、同条第一項第一号中「第十八条第三項、第十九条及び」を「第十八条第一項、第三項及び第四項並びに」に改め、「第十七条の十の規定により市町村が行う施設訓練等支援費の支給に要する費用に限り」を削り、同条第二号中「第十八条第三項、第十九条及び」を「第十八条第一項、第三項及び第四項並びに」に改め、「第十七条の十の規定により」及び「について市町村が行う施設訓練等支援費の支給」を削り、同条第二項を削る。

第三十七条の二の見出し中「及び補助」を削り、同条第一項第三号中「第十八条第一項及び第二項」を「第十八条第二項」に改め、「第十七条の十の規定により市町村が行う施設訓練等支援費の支給に要する費用に限り」及び「第十九条の五及び」を削り、同条第二項を削る。

第三十八条第一項中「更生医療の給付が行われ、又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「指定医療機関又は」を削り、同条第二項中「指定医療機関又は」を削り、「若しくは」を「障害福祉サービス」に、「場合又は」を「場合、同条第四項の規定に基づき同項に規定する介護等の提供の委託が行われた場合又は」に改める。

第三十九条第一項及び第四十条中「身体障害者居宅生活支援事業等」を「身体障害者相談支援事業等」に改める。

第四十三条の三第一項中「第十九条の六第一項」を削る。

第四十三条の四第一項中「居宅生活支援費等」を「施設訓練等支援費等」に改め、同条第二項中「指定居宅支援事業者及び」及び「(以下この項において「指定居宅支援事業者等」という。)」を削り、「居宅生活支援費又は施設訓練等支援費」を「施設訓練等支援費又は特定入所者食費等給付費」に、「当該指定居宅支援事業者等」を「当該指定身体障害者更生施設等」に改める。

〔報告等〕

第四十三条の五 市町村は、施設訓練等支援費等の支給に関する必要があると認めるときは、身体障害者、身体障害者の配偶者若しくは身体障害者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者あつた者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 第十七条の二十八第二項の規定は前項の規定による質問について、同条第二項の規定は前項の規定による権限について準用する。

〔資料の提供等〕

第四十三条の六 市町村は、施設訓練等支援費等の支給に関する必要があると認めるときは、身体障害者、身体障害者の配偶者若しくは身体障害者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の資産又は収入の状況につき、言公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは身体障害者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

第四十五条第一項中「居宅生活支援費等」を「施設訓練等支援費等」に改める。

第四十八条の二中「第十七条の七第二項後段若しくは第十七条の八第二項の規定による居宅受給者証の提出若しくは返還又は第十七条の十二第二項後段若しくは」を「第十七条の十二第二項後段又は」に「若しくは返還を」を「又は返還を」に改める。

第五十条中「第十八条〔〕」の下に「第一項及び」を加える。

第五十一条第一項、第二項及び第五項中「第三十七条の二第一項」を「第三十七条の二」に改める。

第三十五条 身体障害者福祉法の一部を次のように改正する。

〔第二節 施設訓練等支援費〕

第一条款 支援費等の支給(第十七条の四—第十七条の六)

第二条款 指定身体障害者更生施設等(第十七条の四—第十七条の六)

第三条款 国立施設への入所(第十七条の三—第十七条の四)

第四条款 障害福祉サービス(第二十一条—第二十一条の三)

第五条款 施設入所等の措置(第二十一条—第二十一条の三)

第六条款 社会参加の促進等(第二十二条の四—第二十二条の四)

〔第十七条の三〕 「第十七条の三十一」を「第二節 障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置(第十八条—第十九条)」を「第三節 国立施設への入所(第十七条の三—第十七条の四)」に改め、「第十七条の三」を「第十七条の二」に、

〔第十九条〕 「第十九条」に、「第四十八条の二」を「第四十八条」に、「第五十六条」を「第五十条」に改める。

第四条の二中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

第五条の見出しが「施設」に改め、同条第一項中「身体障害者更生施設」を「身体障害者社会参加支援施設」に改め、「身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設」を削り、同条中第二項から第五項までを削り、第六項を第二項とする。

第九条第一項及び第二項を次のように改める。

この法律に定める身体障害者又はその介護を行う者に対する援護は、その身体障害者の居住地の市町村（特別区を含む。以下同じ。）が行うものとする。ただし、身体障害者が居住地を有しないか、又は明らかでない者は、その身体障害者の現在地の市町村が行うものとする。

前項の規定にかかるわらず、第十八条第二項の規定により入所措置が採られて又は障害者自立支援法第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により同法第十九条第一項に規定する介護施設等（以下「介護給付費等」という。）の支給を受けて同法第五条第一項若しくは第五項の厚生労働省令で定める施設又は同条第十二項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）に入所している身体障害者及び生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十条第一項ただし書の規定により入所している身体障害者（以下この項において「特定施設入所身体障害者」という。）については、その者が障害者自立支援法第五条第一項若しくは第五項の厚生労働省令で定める施設、障害者支援施設又は生活保護法第三十条第一項ただし書に規定する施設（以下この項及び次項において「特定施設」という。）への入所前に有した居住地（継続して二以上の特定施設に入所している特定施設入所身体障害者（以下この項において「継続入所身体障害者」という。）については、最初に入所した特定施設への入所前に有した居住地）の市町村が、この法律に定める援護を行うものとする。ただし、特定施設への入所前に居住地を有しないか、又は明らかでなかつた特定施設入所身体障害者については、入所前に有した居住地（継続入地（継続入所身体障害者については、最初に入所した特定施設への入所前に有した居住地）の市町村が、この法律に定める援護を行うものとする。

第六条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第三項第二号」を「第四項第三号」に改め、同項を同条第七項中「第三項第三号」を「第四項第三号」に改め、同項を同条第六項中「第三項第二号」を「第四項第三号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定の適用を受ける身体障害者が入所している特定施設の設置者は、当該特定施設の所在する市町村及び当該身体障害者に対しこの法律に定める援護を行う市町村に必要な協力をしなければならない。

第九条の二第一項中「前条第三項各号」を「前条第四項各号」に、「同条第五項及び第六項」を「同条第六項及び第七項」に改める。

第十一条第一項第二号中「補装具」を「障害者自立支援法第五条第十九項に規定する補装具」に改める。

第十二条第二項中「第十七条の三第一項の規定によるあつせん、調整若しくは要請又は第十八条第三項及び第四項」を「第十八条第二項」に、「並びに第七十四条」を「第七十四条並びに第七十五条」に改める。

第十三条の二第二項中「第九条第三項第三号」を「第九条第四項第三号」に改める。

第十四条の二第一項中「による自立支援給付」の下に「及び地域生活支援事業」を加える。

第十七条の二を削る。

第二章第二节及び第三节を削る。

「第四節 障害福祉サービス、施設入所等の措置」を「第四節 障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置」に改める。

第十八条の見出し中「施設入所等」を「障害者支援施設等への入所等」に改め、同条第一項中「法附則第八条第二項の規定により障害福祉サービスとみなされたものを含む」を「同条第五項に規定する療養介護及び同条第十一項に規定する施設人所支援（以下この条において「療養介護等」という。）を除くに「同法に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費」を「介護給付費等（療養介護等に係るもの）」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「身体障害者更生施設等への入所を必要とする者」を「障害者支援施設又は障害者自立支援法

第五条第五項の厚生労働省令で定める施設（以下「障害者支援施設等」という。）への入所を必要とする身体障害者」に、「第十七条の十の規定により施設訓練等支援費の支給を受けること又は第十七条の三十二の規定により国立施設に入所する」を「介護給付費等（療養介護等に係るもの）の支給を受ける」に、「その者」を「その身体障害者」に、「身体障害者更生施設等に入所させ」を「障害者支援施設等に入所させ」に、「身体障害者更生施設等にその者の入所」を「障害者支援施設等若しくは国立高度専門医療センター若しくは独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であつて厚生労働大臣の指定するもの（以下「指定医療機関」という。）にその身体障害者の入所若しくは入院」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削る。

第十八条の二を次のように改める。

（措置の受託義務）

第十八条の二 障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業を行なう者又は障害者支援施設等若しくは指定医療機関の設置者は、前条の規定による委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

第二章第四節を同章第二節とする。

「第五節 補装具等」を「第五節 盲導犬等の貸与」に改める。

第二十条から第二十二条の一までを削る。

第二十二条の三の見出しを削り、同条を第二十条とする。

第二章第五節を同章第三節とする。

第二章第六節中第二十二条の四を第二十二条とする。

第二十二条の三の見出しを削り、同条を第二十条とする。

第二章第六節を同章第四節とする。

第二十六条第一項中「身体障害者相談支援事業」を削り、「身体障害者相談支援事業等」を「身体障害者生活訓練等事業等」に改め、同条第三項中「身体障害者相談支援事業等」を「身体障害者生活訓練等事業等」に改める。

第二十八条の二及び第二十九条を削る。

第二十八条中「身体障害者更生援護施設」を「身体障害者社会参加支援施設」に改め、同条を第二十九条とする。

第二十七条第一項を削り、同条第二項中「身体障害者更生援護施設」を「身体障害者社会参加支援施設」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「身体障害者更生援護施設」を「身体障害者社会参加支援施設」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「身体障害者更生援護施設」を「身体障害者社会参加支援施設」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「身体障害者更生援護施設」を「身体障害者社会参加支援施設」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「身体障害者更生援護施設」を「身体障害者社会参加支援施設」に改め、同項を同条第五項とし、同条を第二十八条とし、第二十六条の二を第二十七条とする。

第二十八条を次のように改める。

第三十条を次のように改める。

第三十条の二及び第三十一条を削り、第三十二条の二を第三十二条とする。

第三十五条第二号中「第十八条及び第二十条」を「及び第十八条」に、「国立施設に対し第十八

条第三項」を「国の設置する障害者支援施設等に対し第十八条第二項」に改め、同条第二号の二及び第三号を削り、同条第四号中「第二十七条第三項及び第五項」を「第二十八条第二項及び第四項」に、「身体障害者更生援護施設」を「身体障害者社会参加支援施設」に改め、同号を同条第三号とする。

第三十六条第三号中「第二十二条の三」を「第二十条」に改め、同条第四号中「第二十七条第二

条及び第五項」を「第二十八条第一項及び第四項」に、「身体障害者更生援護施設」を「身体障害者社会参加支援施設」に改める。

第三十六条の二中「第十七条の三十二又は第十八条第三項」を「第十八条第二項」に、「国立施設」を「國の設置する障害者支援施設等」に改める。

第三十七条第一号中「第十八条第一項、第三項及び第四項並びに第二十条」を「及び第十八条」に改め、「及び第三十五条第二号の二の費用(次号に掲げる費用を除く。)のうち、福祉事務所を設置しない町村が支弁するもの」を削り、「同条第二号中〔以下この条において「居住地不明身体障害者」という。〕を削り、「第十八条第一項、第三項及び第四項並びに第二十条」を「及び第十八条」に改め、「及び第三十五条第二号の二の費用(居住地不明身体障害者に要する費用に限る。)」を削り、同条第三号を削る。

第三十七条の二第一号中「第三十五条第四号」を「第三十五条第三号」に、「身体障害者福祉ホー

ム、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設その他の政令で定める施設の設置

及び運営に要する費用並びに視覚障害者情報提供施設の設置に要する費用を除く。」を「視覚障害者情報提供施設の運営に要する費用に限る。」に改め、同条第三号中「第十八条第二項の規定により市町村が行う行政措置に要する費用を除く。」、第三十五条第二号の二の費用」を削り、「第二十一

条の三」を「第二十条」に改める。

第三十八条の見出しを「(費用の徴収)」に改め、同条第一項から第三項までを削り、同条第四項中

「同条第一項の規定により日常生活用具の給付若しくは貸与若しくはその委託が行われた場合、機関への入所若しくは入院の委託(國の設置する障害者支援施設等)に改め、「同条第四項の規定

に基づき同項に規定する介護等の提供の委託が行われた場合又は補装具の交付若しくは修理が行わ

れた場合(業者に委託して行われた場合を除く。)」を削り、「扶養義務者」の下に「民法(明治二十

九年法律第八十九号)に定める扶養義務者をいう。以下同じ。」を加え、同項を同条第一項とし、同条第五項中「國立施設」を「國の設置する障害者支援施設等」に改め、同項を同条第一項とする。

第三十九条第一項中「身体障害者相談支援事業等」を「身体障害者生活訓練等事業等」に改め、

同条第二項中「第二十七条第三項」を「第二十八条第二項」に、「身体障害者更生援護施設」を「身

体障害者社会参加支援施設」に改める。

第四十条中「身体障害者相談支援事業等」を「身体障害者生活訓練等事業等」に改める。

第四十一条第一項中「身体障害者更生援護施設」を「身体障害者社会参加支援施設」に、「第二十

八条第一項」を「第二十九条第一項」に改める。

第四十三条の三から第四十三条の六まで及び第四十四条を削り、第四十三条の七を第四十四条とし、第四十五条を削り、第四十五条の二を第四十五条とし、第四十八条の二を削る。

第五十条中「第十七条の三、第十七条の十から第十七条の十五まで、第十七条の三十二」及び

〔第一項及び第二項に限る。〕、第十八条の二」を削る。

第五十一条を削る。

(身体障害者福祉法の一部改正に伴う経過措置)

第三十六条 施行日前に行われた附則第三十四条の規定による改正前の身体障害者福祉法(以下この

条から附則第三十八条までにおいて「旧法」という。)第十七条の四第一項に規定する指定居宅支援に係る同項の規定による居宅生活支援費の支給については、なお従前の例による。

2 施行日前に行われた旧法第十七条の六第一項に規定する基準該当居宅支援に係る同項の規定による特例居宅生活支援費の支給については、なお従前の例による。

3 施行日前に行われた旧法第十七条の十第一項に規定する指定施設支援に係る同項の規定による施設運営等支援費の支給については、なお従前の例による。

4 施行日前に行われた旧法第十七条の三十二第四項の規定による同条第一項に規定する指定施設支援に係る費用についての国への支弁及び当該入所への入所後による費用についての支弁及び当該入所に係る利用料についての支弁は、なお従前の例による。

5 施行日前に行われた旧法第十七条の三十二第四項の規定による同条第一項に規定する身体障害者療護施設及び旧法第三十一条に規定する身体障害者授産施設に限る。以下この項の交付若しくは修理又は補装具の購入若しくは修理に要する費用の支給については、なお従前の例による。

5 施行日前に行われた旧法第十八条第一項の規定による行政措置に要する費用についての市町村の支弁及び身体障害者又はその扶養義務者からの費用の徴収については、なお従前の例による。

第三十七条 施行日において現に旧法第十八条第一項の規定による行政措置を受けて旧法第四条の二に改め、「及び第三十五条第二号の二の費用(次号に掲げる費用を除く。)のうち、福祉事務所を設置しない町村が支弁するもの」を削り、「第十八条第一項、第三項及び第四項並びに第二十条」を「及び第十八条」に改め、「及び第三十五条第二号の二の費用(居住地不明身体障害者といて「新法」という。)」を削り、「第十八条第一項、第三項及び第四項並びに第二十条」を「及び第十八条」に改め、「及び第三十五条第二号の二の費用(居住地不明身体障害者に要する費用に限る。)」を削り、同条第三号を削る。

第三十七条の二第一号中「第三十五条第三号」に、「身体障害者福祉ホーム、身体障害者福祉センターや、補装具製作施設、盲導犬訓練施設その他の政令で定める施設の設置及び運営に要する費用並びに視覚障害者情報提供施設の設置に要する費用を除く。」を「視覚障害者情報提供施設の運営に要する費用に限る。」に改め、同条第三号中「第十八条第二項の規定により市町村が行う行政措置に要する費用を除く。」、第三十五条第二号の二の費用」を削り、「第二十一

条の三」を「第二十条」に改める。

第三十八条の見出しを「(費用の徴収)」に改め、同条第一項から第三項までを削り、同条第四項中

「同条第一項の規定により日常生活用具の給付若しくは貸与若しくはその委託が行われた場合、機関への入所若しくは入院の委託(國の設置する障害者支援施設等)に改め、「同条第四項の規定

に基づき同項に規定する介護等の提供の委託が行われた場合又は補装具の交付若しくは修理が行わ

れた場合(業者に委託して行われた場合を除く。)」を削り、「扶養義務者」の下に「民法(明治二十

九年法律第八十九号)に定める扶養義務者をいう。以下同じ。」を加え、同項を同条第一項とし、同条第五項中「國立施設」を「國の設置する障害者支援施設等」に改め、同項を同条第一項とする。

第三十九条第一項中「身体障害者相談支援事業等」を「身体障害者生活訓練等事業等」に改め、

同条第二項中「第二十七条第三項」を「第二十八条第二項」に、「身体障害者更生援護施設」を「身

体障害者社会参加支援施設」に改める。

第四十条中「身体障害者相談支援事業等」を「身体障害者生活訓練等事業等」に改める。

第四十一条第一項中「身体障害者更生援護施設」を「身体障害者社会参加支援施設」に、「第二十

八条第一項」を「第二十九条第一項」に改める。

第四十三条の三から第四十三条の六まで及び第四十四条を削り、第四十三条の七を第四十四条とし、第四十五条を削り、第四十五条の二を第四十五条とし、第四十八条の二を削る。

第五十条中「第十七条の三、第十七条の十から第十七条の十五まで、第十七条の三十二」及び

〔第一項及び第二項に限る。〕、第十八条の二」を削る。

(身体障害者福祉法の一部改正に伴う経過措置)

第三十六条 施行日前に行われた附則第三十四条の規定による改正前の身体障害者福祉法(以下この

条から附則第三十八条までにおいて「旧法」という。)第十七条の四第一項に規定する指定居宅支援に係る同項の規定による居宅生活支援費の支給については、なお従前の例による。

2 施行日前に行われた旧法第十七条の六第一項に規定する基準該当居宅支援に係る同項の規定による特例居宅生活支援費の支給については、なお従前の例による。

3 施行日前に行われた旧法第十七条の十第一項に規定する指定施設支援に係る同項の規定による施設運営等支援費の支給については、なお従前の例による。

4 施行日前に行われた旧法第十七条の三十二第四項の規定による同条第一項に規定する指定施設支援に係る費用についての国への支弁及び当該入所への入所後による費用についての支弁及び当該入所に係る利用料についての支弁は、なお従前の例による。

5 施行日前に行われた旧法第十七条の三十二第四項の規定による同条第一項に規定する身体障害者療護施設及び旧法第三十一条に規定する身体障害者授産施設に限る。以下この項の交付若しくは修理又は補装具の購入若しくは修理に要する費用の支給については、なお従前の例による。

第四十一条 附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日において現に存する旧法第五条第一項に規定する身体障害者更生援護施設(旧法第二十九条に規定する身体障害者更生施設、旧法第三十条に規定する身体障害者療護施設及び旧法第三十一条に規定する身体障害者授産施設に限る。以下この項及び次項において「身体障害者更生援護施設」という。)の設置者は、附則第一項第二号に掲げる規

定の施行の日の前日までの間は、当該身体障害者更生援護施設につき、なお従前の例により運営を

することができる。

2 前項の規定によりなお従前の例により運営をすることとされた身体障害者更生援護

施設については、当該身体障害者更生援護施設を障害者支援施設とみなして、新法の規定を適用す

る。

